

## 計画骨子案に関する主なご意見

※全般的な修正（図表中の※印等の使用法の統一，文言の修正等）については本文修正にて対応しています。

## 第1章 計画の基本事項

頁	項目	ご意見	対応状況
2	計画の位置付け	○図表2の容り法からの「→」についての説明を加える。（江尻副委員長）	本文中に追加しています。
		○図表2の容り法からの「→」について、この矢印は「プラ新法」にも言えるのか。（渡邊委員）	分別収集計画の根拠法は容器包装リサイクル法で、「プラ新法」（プラスチック資源循環促進法）は製品プラスチックのリサイクルに容り法のしくみを利用できることを規定しているのみなので、矢印は付けていません。

## 第3章 基本理念と目標

頁	項目	ご意見	対応状況
19	基本理念	○モノの流れと3Rの関係を示した図を入れる。（江尻副委員長）	「第1節 基本理念」に3Rの概念図を追加しました。
23	計画の体系	○基本理念とスローガンを入れて整理する（江尻副委員長）	計画体系図に基本理念・スローガンを挿入しました。
		○生活排水処理基本計画を削除し別にした方が良くはないか。（江尻副委員長）	現在のところ構成はそのままにしています。
28	目標	○目標があつての計画なので先に目標を書く。 目標の数値についての説明をわかりやすく書く。（江尻副委員長）	第3章は、基本理念→理念を実現するための基本方針・重点的取組→取組による効果（目標値）という流れとしております。

28	目標	<p>○2021年9月策定の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を見ると、プラスチック焼却削減量は2017年比で2030年に「40%」となっている。調布市の目標（令和3年度比「25%」）との関係を知りたい。（渡邊委員）</p>	<p>東京都の計画は、都下の全区市町村を対象としています。現在、多摩地域では稲城市・狛江市・あきる野市を除き全市がプラスチック類の分別収集を行っているのに対し、23区では10区がまだプラスチック類の分別収集を行っていません。</p> <p>都の計画は、これらプラスチック分別未実施の区市が分別を実施することを見込み、目標値を立てています。</p>
----	----	--	---

#### 第4章 ごみ処理基本計画

頁	項目	ご意見	対応状況
32	タイトル	<p>○ごみ処理基本計画のタイトルは変更する。4章より前からごみ処理基本計画の記述があるのに、ここでタイトルとするのはおかしい。（江尻副委員長）</p>	<p>現在のところ構成はそのままにしています。</p>
	個別計画全般	<p>○計画体系図からひっぱってきて「計画項目について」や「施策の展開」などが考えられるが体系図のどこについて書いているのかを明確にする。（江尻副委員長）</p>	<p>第4章の各節（個別計画）の冒頭に、施策体系の一部をそれぞれ挿入しました。</p>
39	ごみの中間処理	<p>○ふじみ衛生組合のリサイクルセンター整備基本計画によると、リサイクルセンターの建て替え工事期間中（令和6～8年度）は、プラスチック及びペットボトルの熱回収によりCO<sub>2</sub>が年17,000t増加するとあるが、本計画の策定に影響はないのか。（黒木委員）</p>	<p>計画中のCO<sub>2</sub>削減目標はリサイクルセンターの工事が完了した後の令和12年度と現状（令和3年度）との比較ですので、直接的な影響はありません。</p> <p>なお、計画本文39ページ3.2(1)に記述のとおり、建替期間中のプラスチック・ペットボトルの処理についてはなるべく資源化する方向で検討をしていきます。</p>